ホ　「左のうち一般贈与財産とみなされる金額」の項には、「残額」の項に記載した金額のうち一般贈与財産とみなされる金額（法第70条の２の２第17項第２号の規定により法第70条の２の５第３項に規定する一般贈与財産とみなされる金額をいう。⑹及び⑻において同じ。）を記載すること。ただし、上記⑶ロの終了の事由が法第70条の２の２第16項第４号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

別表第十一㈣の備考２⑹中「２以上ある」を「２人以上いる」に、「及び非課税拠出額」を「、非課税拠出額並びに施行令第40条の４の３第26項第３号の規定により算出した金額及び当該金額のうち一般贈与財産とみなされる金額」に改め、同表の備考２⑹に次のただし書を加える。

ただし、上記⑶ロの終了の事由が法第70条の２の２第16項第４号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、これらの金額の記載を要しない。

別表第十一㈣の備考２⑺中「死亡した」を「上記⑷の」に、「３以上ある」を「３人以上いる」に改め、同表の備考２に次のように加える。

⑻　受贈者が法第70条の２の２第13項本文に規定する23歳未満である場合等に該当する場合において、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出の時においてまだ同条第15項第１号に規定する確認書類等の提出又は提供がないときは、次に定めるところによる。

イ　確認書類等の提出又は提供がない贈与者が１人の場合には、当該贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額並びに当該管理残額を法第70条の２の２第12項第２号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなして計算した同条第17項に規定する残額（贈与者が２人以上いる場合には、それぞれの贈与者の施行令第40条の４の３第26項第３号の規定により算出した金額）及び当該残額のうち一般贈与財産とみなされる金額（イ及びロにおいて「残額等」という。）を「（摘要）」の欄に記載すること。ただし、上記⑶ロの終了の事由が法第70条の２の２第16項第４号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、残額等の記載を要しない。

ロ　確認書類等の提出又は提供がない贈与者が２人の場合には、これらの贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額並びに先に死亡した贈与者に係る管理残額を法第70条の２の２第12項第２号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなす場合とみなさない場合との区分に応じ、次に死亡した贈与者に係る管理残額を同号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなす場合とみなさない場合とに区分して計算した残額等を「（摘要）」の欄に記載すること。ただし、上記⑶ロの終了の事由が同条第16項第４号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、残額等の記載を要しない。

ハ　確認書類等の提出又は提供がない贈与者が３人以上いる場合には、これらの贈与者の氏名及び死亡年月日を「（摘要）」の欄に記載すること。

別表第十一㈥中

残額（①－②－③）

を

残額（①－②－③）	左のうち一般贈与財産とみなされる金額

に改め、同表の備考２⑶ニ中「贈与者の」を「贈与者に係る」に改め、同表の備考２⑶に次のように加える。

ホ　「左のうち一般贈与財産とみなされる金額」の項には、「残額」の項に記載した金額のうち一般贈与財産とみなされる金額（法第70条の２の３第14項第２号の規定により法第70条の２の５第３項に規定する一般贈与財産とみなされる金額をいう。⑹において同じ。）を記載すること。ただし、上記⑶ロの終了の事由が法第70条の２の３第13項第２号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

別表第十一㈥の備考２⑻を同表の備考２⑼とし、同表の備考２⑺中「３以上ある」を「３人以上いる」に改め、同表の備考２⑺を同表の備考２⑻とし、同表の備考２⑹中「３以上ある」を「３人以上いる」に改め、同表の備考２⑹を同表の備考２⑺とし、同表の備考２⑸の次に次のように加える。

⑹　施行令第40条の４の４第25項第１号に規定する生存贈与者が２人以上いる場合には、それぞれの生存贈与者に係る同項第２号の規定により算出した金額及び当該金額のうち一般贈与財産とみなされる金額を「（摘要）」の欄に記載すること。ただし、上記⑶ロの終了の事由が法第70条の２の３第13項第２号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、これらの金額の記載を要しない。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「新規則第十八条の十五第九項」を「租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項」に、「譲渡所得等の金額」を「適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「譲渡所得等の金額（当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額）を「適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（当該適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は当該適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「及び当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額」を「並びに当該適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前項の規定は、改正法附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十三の三の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第十八条の十五の二第二項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「第十八条の十五第八項」とあるのは、「第十八条の十五の二第二項」と読み替えるものとする。

附則第十一条中「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）」を「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号）第一条の規定」に、「平成二十五年新規則」を「令和五年新規則」に、「第十八条の十五の二第四項」を「第十八条の十五の二の二第四項」に改め、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の」を削り、「規定する上場株式等」を「規定する上場株式等」と」に、「第二十五条の八第十二項」を「第二十五条の八第十四項」と、「第十八条の九第一項各号」とあるのは「第十八条の九第二項各号」に改める。